

選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)
第13号 平成29年9月28日 発行

鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県選挙管理委員会内
TEL:099-286-2237
FAX:099-286-5517
mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



出前授業を実施しました



6月27日(火)、十島村立諏訪之瀬島小中学校において「選挙出前授業」を実施しました。

小学1年生から中学生まで16名の児童生徒が、選挙の歴史や仕組みを学び、実際の投票用紙(BPコート紙)や記載台、投票箱を用いての模擬投票に真剣に取り組みました。

この授業が児童生徒の将来に生きることを期待します。

県明るい選挙推進協議会は、平成30年度の「選挙出前授業」実施校を現在募集中です。

希望される場合は県選挙管理委員会まで御連絡ください。



学生投票率100%をめざす会(STEP)との意見交換会を開催しました

9月12日(火)、県庁18階特別会議室において、大学生8人と県明るい選挙推進協議会委員10人が同じテーブルについて、選挙啓発等について意見交換を行いました。

司会はSTEP会長の常田京香さん(鹿児島大学3年)、2時間半に及ぶ意見交換でしたが、話題が途切れることはありませんでした。

交わされた意見を箇条書きいたします。

- 1 政党の公約や未来の政策を知る。立候補者の考えや主張を知り、議員としてふさわしいかどうかを判断する。
- 2 選挙公報をしっかりと確認する。メディアからの情報を自分なりに整理し、咀嚼する。
- 3 かねて、議会傍聴を試みてみては・・・
- 4 出前授業では、事前の打ち合わせを十分にし、実態をつかんでおく。



5 楠隼高校におけるSTEPの出前授業は新鮮だった。校種ごとのマニュアルはできないか。

6 学生は政治・選挙に興味はあるが、かねて本音で語り合うことはほとんどない。

10月22日(日)は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

日本国憲法の関連条項を拾ってみました(下の枠内です。)。選挙・投票について、憲法にしっかり定められていること、憲法が身近なものであることに気づかされました。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保証する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを構成する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十九条

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

国会における代表者を選ぶこと、憲法の番人ともいわれる最高裁判所裁判官の審査は、主権者たる国民一人一人に課された義務であるといえるのではないのでしょうか。

新たに有権者となる18歳の方々(高校3年生は約半数)、1年先輩の19歳の方々、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代以上の方々、10月22日(日)には、一人一人が主権者として、日本の未来のために棄権することなく、投票行動を起こそうではありませんか。

なお、**期日前投票は、10月11日(水)~21日(土)**に行えます。